

小田地区地区まちづくり構想最終案 及び 地区計画に関する説明会のお知らせ

地区まちづくり 構想最終案

ワンルームマンション
建設時の
事前協議について



地区計画

狭小敷地への
分割の抑制など



小田のまちを 安全に、住み良く！

<日時>

11 月 **23** 日 (土・祝)
14時00分～15時30分

<会場>

小田小学校 特別活動室

誰でも お気軽にご参加ください！

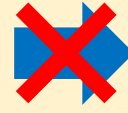
川崎市・小田地区まちづくり協議会

【問合せ先】 川崎市まちづくり局防災まちづくり推進課
TEL: 044-200-2731 Mail: 50bomati@city.kawasaki.jp

現在策定を検討している地区計画の内容についてお知らせします。



①敷地面積の最低限度を
65㎡とする。



分割された建売住宅

130㎡未満の敷地は
分割することができなくなります。
既に65㎡未満の敷地は今後も再建築が可能です。

②垣またはさくの0.6mを超える高さの部分は
ブロック塀等の構造にしない。



0.6mを超える部分にフェンス等を
取り付けることは可能です。
既設のものは今後も利用可能です。
再築造はできません。

③共同住宅等の住戸の専用面積は
20㎡以上とする。



既に20㎡未満の住戸は今後も使用可能です。
建て替え時には適合させる必要があります。



地区計画を条例化すると、上記の規制が確認申請の対象になります。**強制力**のある規制です。